

日南町第3回臨時H30年5月8日

日南町告示第28号

平成30年第3回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年5月2日

日南町長 増原 聡

記

招集年月日 平成30年5月8日

招集場所 日南町役場庁舎 議場

付議事件

1. 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）
2. 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
3. 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正）
4. 財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）
5. 平成30年度日南町一般会計補正予算（第1号）
6. 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
7. 監査委員の選任につき同意を求めることについて
8. 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
9. 行政調査特別委員会の設置に関する決議

○開会日に応招した議員

山本芳昭君	坪倉勝幸君
荒木博君	近藤仁志君
恵比奈礼子君	久足敏君
大西保君	都勝人君
村上勝正	上正広君

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第3回（臨時）日南町議会 会議録（第1日）
平成30年5月8日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成30年5月8日 午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正） |
| 日程第4 | 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正） |
| 日程第5 | 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正） |
| 日程第6 | 議案第48号 財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入） |
| 日程第7 | 議案第49号 平成30年度日南町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第51号 監査委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について |
| 日程第11 | 発議第1号 行政調査特別委員会の設置に関する決議 |
| 日程第12 | 議員派遣の件 |

本日の会議に付した事件

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正） |

日南町第3回臨時H30年5月8日

- 日程第4 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第5 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正）
- 日程第6 議案第48号 財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）
- 日程第7 議案第49号 平成30年度日南町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第50号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第51号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 選挙第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第11 発議第1号 行政調査特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 議員派遣の件
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査について（行政調査特別委員会の調査）

出席議員（11名）

2番	山本	芳	出席議員（11名）	3番	坪倉	勝	君
4番	荒木	礼	昭君	5番	近藤	仁	幸
6番	恵比	奈	博君	7番	久代	安	志
8番	大西	西	子君	9番	足		敏
10番	大古	都	保君	11番	福	田	覚
12番	村上	上	人君				稔
			正				君
			広				君

欠席議員（なし）

欠員（1名）

局長 _____ 岩崎 昭 男 君 事務局出席職員職氏名 書記 _____ 花 倉 順 也 君

町長 _____ 増 丸 山 聡 君 説明のため出席した者の職氏名 副町長 _____ 中 村 英 明 君
 教育長 _____ 丸 山 悟 君 総務課長 _____ 中 木 村 久 君
 企画課長 _____ 實 延 太 郎 君 教育次長 _____ 中 木 下 達 智 君
 住民課長 _____ 淺 田 太 雅 史 君 建設課長 _____ 財 原 積 君
 農業委員会事務局長 松 本 道 博 君

午前9時20分開会

○議長（村上 正広君）おはようございます。
 ただいまの出席は11名であります。定足数に達していますので、平成30年第3回日南町議会臨時会を開会いたします。
 直ちに本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
 タブレットの報告書ファイルをお開きください。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は、1ページの報告書のとおりであります。
 本町の監査委員から、平成30年4月19日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから9ページのとおり報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村上 正広君）日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、恵比奈礼子議員、7番、久代安敏議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（村上 正広君）日程第2、会期の決定を議題といたします。
 お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っておりますが、これに御

日南町第3回臨時H30年5月8日

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

○議長（村上 正広君）ここで執行部から発言が求められていますので、これを許します。

中村副町長。

○副町長（中村 英明君）改めまして、おはようございます。私のほうから、本議会のほうでの説明員の紹介をさせていただきたいと思っております。

4月の人事異動によりまして、新しく課長職になりました2名を紹介させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最初に、企画課長、實延太郎であります。

○企画課長（實延 太郎君）失礼します。4月の人事異動で企画課長を拝命いたしました實延でございます。一つ一つ丁寧な職務遂行に心がけたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（中村 英明君）続きまして、農業委員会事務局長に松本道博であります。

○農業委員会事務局長（松本 道博君）おはようございます。4月に日南町農業委員会の事務局長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副町長（中村 英明君）以上2名でありますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

日程第3 議案第45号 から 日程第5 議案第47号

○議長（村上 正広君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから44ページ、日程第3、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）、日程第4、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）、日程第5、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正）、以上、専決処分関係3件を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）おはようございます。失礼いたします。タブレット議案ファイルの12ページ、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、日南町税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、これを本会議に報告して承認を求めるとでございます。

概要といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、この法改正に伴い、日南町税条例の一部を改正するものでございます。非常にたくさんページがございますが、かいつまんで内容を申し上げさせていただきます。

まず、固定資産税でございますけれども、平成30年の4月1日から施行になっております。土地税制で、平成30年度の評価がえ、これは3年に1度行うわけでございますけれども、これに際し、固定資産税、土地・不動産取得税の特例税率等を3年間延長するものでございます。もう一つは、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援ということでございまして、市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を免除するもの、3年間の時限的な特例措置を設けるものでございます。

続きまして、2つ目にはたばこ税についてでございます。これは平成30年の10月1日から施行とするものでございます。たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。国と地方を合わせて1本当たり1円ずつ計3円、国と地方の配分比率は1対1であります。加熱性たばこについては、国のたばこ税と同様に課税方式の見直しを実施するものでございます。これにつきましては、平成30年10月1日から5年間をかけて段階的に実施するものでございます。

3つ目には、所得税課税の見直しであります。これは平成33年1月1日から施行するものでございまして、いわゆる働き方改革において、フリーランスなどの働き方の多様化を踏まえ、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるものでございます。これによって、基礎控除が33万円から43万円になるもので

日南町第3回臨時H30年5月8日

ございます。施行期日につきましては、施行日の記載がない条文は平成30年4月1日からとするものでございます。

続きまして、タブレットの議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により、本会議に報告して承認を求めるものでございます。

概要といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、この法改正に伴い、日南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、1番目には基礎課税額の限度額でございます。国保税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものでございます。

また、2つ目といたしましては、減額対象となる所得基準でございます。軽減割合を5割とするものとしてございまして、現行は世帯の所得の合計額が33万円プラス27万円掛ける被保険者というふうになっておりますけれども、これを改正後は27万円とありますので、被保険者の数でありますけれども、27万5,000円に、5,000円引き上げるものでございます。また、2割軽減につきましては、これまでは33万円プラス49万円掛ける被保険者数としておりましたところを、今度は1万円上げまして50万円とするものでございます。これにつきましては、改正による影響見込み等もあるわけでございますけれども、1つの例を申し上げますと、54万円から58万円になる方につきましては、今のところは3名程度減るのではないかというふうに思っておりますし、5割軽減が3世帯ぐらい、2割軽減についても1世帯ぐらいふえるのではないかというふうに見込んでおるところでございます。これの施行期日につきましては、平成30年の4月1日を予定しております。

続きまして、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（日南町健康保険条例の一部改正）でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分を行いましたので、これを本会議に報告して承認を求めるものでございます。

概要といたしましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、日南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、いわゆる協議会の文言の変更でございます。改正前が日南町国民健康保険運営協議会となるものを、改正後につきましては日南町国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めるものでございます。なお、御承知のとおり、国民健康保険税の税率については据え置きをしておるところでございます。これにつきましては、施行期日が平成30年4月1日でございます。

以上、専決処分3点につきまして、御承認を賜るようお願いをいたします。

○議長（村上 正広君）これより各案に対する質疑を許します。

質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いいたします。

7番、久代安敏議員。

○議員（7番 久代 安敏君）税条例の改正についての質問ですけれども、まず、大きく4点の税改正ですけれども、固定資産税と、それから中小企業の設備投資に関する減税から、たばこ税ですね、それと所得税の見直しということで、大きく4点あるわけですが、これについて、歳入の見通しが、当初予算にあるわけだけでも、どのように変化するか、その概要を示していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（村上 正広君）浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君）先ほど言われましたように、大きく4点なんですけれども、1つ目の固定資産税については、これまでどおりの仕組みを延長するというものでございますので、これについてはこれまでとそう大きな変化はありません。それから、もう一つに、個人所得の課税見直し、これにつきましては、平成の33年からのいわゆる施行になりますので、ですんで、これにつきましては、もう少し近くなってきた状況を見てみるとちょっとわからない部分が非常に大きいかと思っております。

あと、たばこ税につきましては、先ほど町長からもありましたように、平成30年10月1日からの施行になるわけですが、段階的に1円ずつということですが、今の歳入状況としましては、ざっと約2,000万余りの税収があるわけですが、それ1円ずつということになりますと、今の段階では20万から、その程度のものかな、年間です、ね、なるかなというふうには思っております。

日南町第3回臨時H30年5月8日

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）同じく45号でありますけども、固定資産税等のところで、生産性革命実現に向けた中小企業の設備投資の減免とありますけど、この市町村の計画というのは、地域未来投資計画のことなんですか。日南町の計画というのはどういうものなのか、それに該当する中小企業なり、設備投資事業の内容について説明いただきたいと思います。

○議長（村上 正広君）浅田住民課長。

○住民課長（浅田 雅史君）これにつきましては、まだはっきりしたものが国からも正直示されてはおりませんが、正確には今、国会での審議中というものでございます。説明会もこれまでございましたけれども、これの生産性革命の実現に向けた、いわゆる計画を新たにつくり直す、町版のものをつくる必要が出てきてございます。その計画に沿ったモデル事業に対しての固定資産税の減免ということになりますので、まず最初の作業としましては、この町版の計画を作成するという必要性が出てくるというふうに聞いております。

○議長（村上 正広君）当面わからないということですか。ですね。

いいですか。

3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）これ施行、国のほうの制度、4月1日からスタートしとって、町の施行は公布の日からということなんですけども、時期的にどういうスケジュールで進むのか。先ほど言いました地域未来投資計画とは違うわけですよ。先ほど課長、つくり直すという表現もされましたけども、全く新たにそういった計画をつくるものなのか、従来の計画をつくるのか。企画課長もおられますけども、地域未来投資促進計画、これあたりとの関連についても説明いただきたいと思います。

○議長（村上 正広君）實延企画課長。

○企画課長（實延 太郎君）失礼いたします。所管は企画課になろうかと思っております。先ほど住民課長から説明ございましたが、本国会において審議がやや延長しておると国の担当からは伺っておりますけども、さかのぼり、4月1日からの適用できるというところで、今、法を通過後に速やかに計画の策定をしまして、町も公表していきたいと思っております。

御質問ございました地域未来投資促進とは別の法律立てでございます。町も別に計画を立てる必要がございます。速やかにこれを策定しました暁には、各中小企業の皆様、該当するケースにおいて減免対象となれば、積極的な、国とすれば投資を促進するという点では似たような法でございますけども、別物と御理解いただきたいと思っております。

○議長（村上 正広君）よろしいですか。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）わかりました。

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第3、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例の一部改正）の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第46号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日南町第3回臨時H30年5月8日

日程第5、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第48号

○議長（村上 正広君）タブレットの45ページから47ページ、日程第6、議案第48号、財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第48号、財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）であります。次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、取得財産の内容は、除雪ドーザー5トン級を1台であります。取得予定価格につきましては918万円、これは消費税込みであります。契約の相手方は、鳥取県米子市熊党125-1、株式会社原商米子支店、支店長の細田典昭であります。納期につきましては、議会議決の日から平成31年1月18日でありますけれども、できる限り早期に納入をして、除雪体制を図りたいと思って、今回の臨時議会にお願いをするものでございます。

なお、資料といたしまして、ホイールローダーの除雪機械の写真がございしますが、5トン級というのは、実は今、日立しかつくっていないということでありまして、こういうふうな入札結果になっておるところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第6、議案第48号、財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号

○議長（村上 正広君）タブレット48ページから59ページ、日程第7、議案第49号、平成30年度日南町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第49号、平成30年度日南町一般会計補正予算（第1号）であります。平成30年度日南町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところであります。

1つには、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,300万円を追加し、総額を64億2,196万3,000円とするものでございます。

2つ目には、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為表による補正をお願いするものでございます。若干説明させていただきますと、債務負担行為につきましては、デジタル防災無線の工事について、昨年度末に詳細設計が完了し、全体事業量の積算が完了したところであります。平成30年度予算におきまして、約3億2,000万余りの議決

日南町第3回臨時H30年5月8日

をいただいておりますが、このたび債務負担行為を行い、平成31年度までの複数年契約により、効率的な事業実施を行いたいというものでございます。期間が平成31年度で、債務負担額が3億2,000万余であります。これは、御承知のとおり、防災無線というのは1年で工事が完成するものではなくて、基地局とそれから屋外局、そして各家庭の子機というものがございまして、これがやはり年度が違いますと、例えば1年目と2年目で、子機の例えばメーカーが違ふというふうなことが発生する場合がございます。入札結果によりましては、そうしますと、非常に保守が後で面倒になるという場合がございますので、一括をして入札をかけたいというふうに思っておりますのでございます。

また、一般会計の歳入につきましては、繰越金を1,300万充てまして、歳出といたしましては、道路維持管理で1,300万であります。内容につきましては、中心地域にある工事残土約2,061立米を撤去し、小工事につきましては、今のところ、阿毘縁、また三吉、福万来等に活用したいというふうに思っております。なお、すぐそばにDWファイバーもまだ野積みになっておりますけれども、これにつきましても、あわせて撤去をということをお願いするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を許します。

7番、久代安敏議員。

○議員(7番 久代 安敏君)中心地にある残土、議会でも先般から議論になった経過もあって、撤去されるということですが、具体的にその3カ所を今上げられましたけれども、この予算可決されたらすぐに対応されるのかどうかということも含めて、期限をどういうふうに考えておられるのかということと、町長、説明があったDWファイバーについては、大建工業がちょうどこのことと関連して、流通状況とそれから倉庫ですよ、野ざらし状態で、当然野ざらしでいいような商品でもあるかもしれませんが、この予算に関連して、どのように大建工業自体が製品の維持管理を考慮しておられるのかということと、商品の売れ先についても、今わかっている範囲で教えてほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長(村上 正広君)財原建設課長。

○建設課長(財原 積君)御質問の最初ですが、予算が通ったら、対応の期限ということとあります。最初にありました石見につきましては、今のところ住民課が進めてます発電所の水路復旧工事、こちらのほうに流用を依頼されておりますので、こちらのほうには速やかにということと考えております。もう1カ所の福万来につきましては、山上のまちづくりの会等で事業をしております蛍の駐車場の整備、そういったところで少し残土をいただいたという申し入れがっております。

一番大きいのが、阿毘縁の町道改良でやっております大管阿毘縁線の残土処分地です。これまで26年の繰り越し事業で改良事業は終わっておりますが、これまでの改良の経過もあります。保安林等で事業が中断してる部分につきまして、必要最低限な盛り土が必要だということで、この中心地にあります残土を活用したいというふうに考えております。期限的には、最初の石見の発電所、蛍、これは時期がありますので、発注後速やかに対応ということと考えておりますし、阿毘縁につきましては、比較的期限の定めはありませんが、距離が遠いこともありますんで、ほかにも有効な活用等があれば、そういったものにも考えて、経費節減に努めていきたいというふうに考えています。

期限的には、最初の2つは、時期とすれば早いものは多分6月中にというようなことになりませんので、速やかな発注が求められてるところであります。

○議長(村上 正広君)中村副町長。

○副町長(中村 英明君)私のほうから、2点目のDWファイバーについての関係ですが、けれども、基本的に今、中心地に置いてあるトン袋にありますものについては、速やかな撤去といえますか、移動ができるというふうに確認とらせていただいておりますし、あと、今後についての製品の保管といえますか、倉庫的なところが要るのかどうかというところにつきましては、ちょっと最終的な確認とっておりますけれども、いずれにしても、現在あるものについては移動先というところがあるというふうに聞いておりますので、そのような形で移動をしていただくことは確認しております。以上です。

○議長(村上 正広君)7番、久代安敏議員。

○議員(7番 久代 安敏君)今、建設課長から説明がありましたけれども、最終的な期限がいまいち明確ではなかったわけだけども、今ある残土は真砂土、そういう状態だと思っておりますが、わざわざ運ばなくても、例えば有効利用でとりに行きたいと、例えば作業道とかですよ、ああいうところに活用したいというのは全然だめで、あくまでも今決められたところに運搬して、町の事業に供するということなんでしょうか。

日南町第3回臨時H30年5月8日

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）発注するに当たっては、処分地というものの設定というのが必要ですので、先ほどの3カ所の点につきまして、今決まってるというか、要望があるところを予定してるところであります。

今申されました、例えば作業道とか、そういう場所ですね、直接建設課のほうにはこれまで話は来ておりませんが、その搬出時期に応じて、公共的、共有的な、個人の資産にかかわるものに関してはちょっと無理だとは思いますが、有効活用が図られるものでありましたら、そのあたりは内容に応じて対応は可能だと思います。ただ、運搬なりそういう受け入れ側の体制というものは受益者のほうの負担ということになってきますので、そういったものがありましたら、実施に向けて協議というのは、こちらのほうで対応はしたいというふうには考えます。

○議長（村上 正広君）4番、荒木博議員。

○議員（4番 荒木 博君）残土の件ですが、まず1点目は、2,000立米という数字が出ておりますが、私もあそこへ一度行って見たんですが、後ろのほうはぐるっとめぐってあるんですね。正確な数量はこれ間違いないのかというのを、まず伺いますし…

…（発言する者あり）いや、そう言われますけど……（発言する者あり）

それで、もう一つは土の材質ですね。本当に使えるような土であるかどうかという、それも一つ、例えばとても路盤には使えないような土だというふうには私が見ましたけども、それについても伺います。単なる埋め戻し程度にしか使えないような土だというふうには思いましたが、その点。

それから、搬出するときに、例えば2,000立米ということになりますと、300台を超えるわけですね、10輪でいうと、300台、400台ということになります。そうすると、道の駅の前を通過して、300台も出るようなことではやはり問題がある。後ろを通過して出るんでしょうかというのを一つ、後ろ側を通過して出るのかどうかという、その辺をちょっと伺いたいと思います。

たくさんありますけど、大体には、できれば残土を近くで使って、経費を下げてくださいと、この間委員会で申し上げたすぐ後に出てきたわけですから、その辺についてもやはりもう少し考えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）最初に、土の量ですね、2,000立米の精度というところだと思いますが、これまで約2,000立方メートルということで、委員会のほうでも多分話が出てたと思いますけれども、今回補正を上げるために、簡易な測量をかけて2,061立米という数量を出しておりますので、これは実際の測量に基づく結果ということで数値は間違いないものとしております。

それと、土の材料、土質ですね。私の記憶で申しわけないんですけども、あそこに残土を積み上げたのは、鳥取西部地震のころだと思います。関連して、多分この庁舎の床掘り残土や、そういったものが入っておりますので、全般的に化粧真砂、庭に敷くような真砂ではありません。言われますように、埋め戻しの基盤材程度にしか使えないものだと思いますので、そういった簡単な、今回工事で使う、石見に持っていくにしても、駐車場の、福万来に持っていくにしても、基盤材というような扱いで、そういった土質だと、阿毘縁につきましても農地の基盤の残土処分ということで扱っておりますので、良質なものではないというふうに考えております。

3つ目が、2,000立米となりますと、言われますように、約400台のダンプトラックで運搬することになります。いずれにしても公共工事ですので、搬出に際して粉じん等が生じましたら、その対策、散水、そういったものを考慮しますし、余りにもその影響が大きいということになりますと、裏から通るとということも一つの対応策になると思います。今のところは工事の中の、工事管理の中で、通常の正面から出られるというふうには考えておりますが、実施においては工事業者と改めて施工計画を練って対応したいというふうに考えております。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）中心地域特別委員会のほうで、この残土については議論もあつたところでありまして。当初執行部側は、中心地域全体の整備の中でステップが建つておるところ、旧ステップですね、今、町の倉庫ですけども、そこを撤去して埋め立てをして、今の駐車場側と一体的な使用について検討するということが説明されました。その後、議員の中の意見もあつたりして、早急に撤去が必要だということで、その中で、阿毘縁のほうに運搬をという意見というか、考え方も出てきたんですけども、1,300万

日南町第3回臨時H30年5月8日

を、単町費をかけて、単なる残土を撤去するというで終わってしまうわけですが、この際、日南町の倉庫を撤去して、その埋め立てに使うというふうな残土の活用方法について、最終的な判断に至るところで、どういう検討をされたのか、改めて伺いたいと思います。

○議長（村上 正広君）中村副町長。

○副町長（中村 英明君）再確認ですが、先ほどの倉庫というのは、ステップという意味で捉えてよろしいですか。

基本的には、中心地の特別委員会の中でいろいろ御意見を賜ったりしてる経過があるということは承知しておりますし、その方向で進めたいというふうに思っておりますけれども、基本的には中心地の中で残土が残ってるということは、いずれ撤去しないといけないということだけは御理解いただいているというふうに思っておりますけれども、ステップにつきましても、現在利用中でありまして、将来計画の中では当然お示ししたとおりでありまして、そこに持っていくという話になると、やっぱり少し期間が必要だと、今後にも必要だというふうに思っておりますので、それよりも、どっちみち阿毘縁にしても、三吉にしても、やっぱり盛り土をしないといけないということは現在の中でありまして、そちらのほうで優先的に持っていくということを考えていきたいというふうに思っている今回の予算要求でありまして、いずれにしても、特別委員会のほうでもお話しさせていただきましたけれども、撤去につきましては今後補正予算のほうで対応をお願いをしますという説明のほうをさせていただいてるというふうに思っております。

○議長（村上 正広君）3番、坪倉勝幸議員。

○議員（3番 坪倉 勝幸君）副町長の答弁の中で、阿毘縁の農地の盛り土という話が出てきましたけれども、これは今後予定されております町道改良によって、山の切り土をもつて埋めるという当初の計画であったと思うわけですね。平成26年度以降、工事が中断しておりますけれども、保安林解除の手続きが、40年前からのものが積み残しがあつたという、その処理でおくれとるという状況であります。これらの工事がおくれとることに対する責任も、今さらどうしようもないわけでありまして、そういう状況の中で、土地所有者の要望される盛り土の工事がおくれとるという状況は理解をしておりますけれども、その町道改良の工事によって、山の切り土をその農地に盛り土をすることで当初の計画があつたと思うんですけども、そうするとわざわざ経費をかけて、生山から大菅まで運ぶ必要が本当にあるのかどうか、疑問に思うわけでありまして。町道改良の工事を進めようという施策を進めて、山の切り土でその農地を埋めるとするのがベストだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）御指摘のとおり、町道改良の山切りの残土をその農地に埋めて、基盤整備をするという条件で事業を進めておりました。これまでもありましたように、保安林解除の件は再三御迷惑をかけてるところでありますけれども、先月、最終的に県のほうの審査へ書類を上げたところですので、おくれればせながら、解除の問題であった共有者の問題なり、そのあたりは県と整理をして、国のほうへ申請するところまで来ております。ただ、工事につきましては、26年の繰り越し以来、ことしで4年目と休耕していただいている経過があります。農地の復旧も地権者の関係で早急な対策が必要ですが、道路のほうにつきましても、盛り土をする前提で暫定で完成していると、暫定形でつくっているということがありますので、そういったのり面の対策等で盛り上げる必要が、今4年目になってから早急に必要だということで、このたびの中心地からの出る残土を有効活用させていただくというふうに考えております。

また、保安林の解除も手続きが整い、予算配分がなされるということになりますと、中断している改良工事につきましても、継続した事業については予算の配分、それと解除の時期、その辺を踏まえて、国へと予算要求折衝をするというような予定にしております。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）中心地の委員会でも話をした経過がありますが、今回の提案は、いわゆる残土処分ではなくて、用土だと、必要な泥だというふうに言われておるように聞こえるわけです。確かに一部は仮設をつくるための泥もありましたが、もう1点、かつて日南町で大水が出たときに、生山地内の町道べりに土のうを積みなければいけないということで、泥がないので農協倉庫の前の舗装のしてないところを掘って、生山の下側を水が入らないようにしたいという経験があつて、今の残土の下側においては、用土として災害用の土砂が、真砂土が積んであつたわけです。現在それが整形化されるときにまざると

日南町第3回臨時H30年5月8日

ると思っておりますけれども、県においては、残土処分とか用土とか、きょうのような話があつて、運搬に非常に金がかかるといふことで、町内では尾郷地内や宝谷地内に、そういった資材や残土を確保して用土化するというような施設ができとるわけですね。そこら辺は町として、生山から阿毘縁まで運ぶという非常に長い距離、あたりで今後こういうところがあるならば、そういった町単独の、いわゆる仮処分場的なものを設ける、現在、私の認識では大宮に向かう、通称畜産団地に行く右側に町のそういったところがあるように記憶しておりますけれども、そういった考え方について整理をされとるかどうかをお聞かせを願いたい。

○議長（村上 正広君）財原建設課長。

○建設課長（財原 積君）建設課で所掌してる事業の中で、今御指摘ありましたように、町道の尾郷印賀線、こちらから行くと豚団地の手前に町が残地を買い上げて建設残土、道路工事や、それと災害復旧するとか、水道の事業でも残土を一部ストックしてる場所があります。そういったものは、建設用に使える流用土、それや、万が一災害が起こったときに大型の土のうをつくるがためにそういったものをストックしてる場所が1カ所、それと防災の観点からいけば、旧石霞苑のところ、今の町の防災基地のところ、大型の黒い土のうを何体か置いてます。これにつきましても、災害復旧工事をつくった土のうが、黒い土のうですと何年かもちますので、即対応できるようにといふことで、利用できるものをストックしておりますんで、これにつきましても、昨年霞福塚線の霞神社付近で起きた土砂災害、これにも即流用して対応しましたので、そういったことで、そういった防災等につきましても使える土といふことで、建設課の中でストックして対応といふことは考えております。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

○議員（10番 古都 勝人君）今のような理由でありますと、今あそこに置いておいてもしょうがないと思うわけですが、ですから、工事として必要であつて、今回それを使うといふふうなニュアンスに変わっておりますが、中心地あたりでは邪魔になるので取らなければいけない、それをなぜ阿毘縁まで持っていかうかという疑問を持ったわけです。そこら辺の執行部としての心変わりですな、そこら辺はどういうところを指しておられるのか、早く取らなければいけない理由といふものがあれば教えていただきたい。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）最初にひとつ本当にお願ひしておきたいのは、中心地の委員会でいろいろ意見が出ると思うんですけども、やはりある程度まとめて結論を出していただきたいといふふうにお願ひをしたいといふふうに思っております。出したら出したで、あつちはどうだった、こうだったといふ話をし出すと、中心地についてはいつまでも着手できない、議長が言われるように、早く中心地の構想をしっかりとと言われても、なかなかできないといふことは御理解をいただきたいといふふうに思っております。

今回、阿毘縁につきましても、私も当事者の方とも何回も、2回ほど行って直接お話をしたわけでありまして、本当に数十年ずっと、当事者の方に言われると、自分はずっと我慢をしてきたと。自分の土地について、登記もないままにどんどんどんどん道ができ、いろいろ言い分はあるといふふうに思っておりますが、私はそういうふう聞いておりますので、それについても協力をしてきたと。先ほど言われますように、また4年間今、頓挫しておるわけでありまして、非常に高齢の方でありますので、またこれが、例えば1回仮に不幸なことがあつたりすれば、また全部やり直しといふふうなことになっていくといふふうに思っております。

先ほど建設課長が申しましたように、大菅阿毘縁線というものを整備しなくてもいいといふ話ならば、それはそうであろうといふふうに思いますけれども、地域の方々の私は強い願ひだといふふうに思つて、ずっと進めとるわけですので、建設課のほうも非常に苦労して、やっと保安林解除といふふうなところまで持ってきたわけですが、ぜひともこの際、大菅阿毘縁線については、早急に残土を埋めて、協力を引き続き願つて、早急な完成を図りたいといふふうに思つておるところであります。そういう意味で、確かに距離はかかるといふふうに思つておりますけれども、どちらにしても、今度仮に土地を埋めるにしても、購入するとまたお金が余分にかかるわけでありまして、運搬費だけで済むといふ話でありまして。山を切るという話を確かにあると思つておりますけれども、これが何年後にできるのかといふ話については、先の話になつてくるわけですので、またもとの話に戻るわけでございませぬ。やはり一刻も早く、今いい状態の中で開設をしたいといふふうに思うのが私の真意であります。

○議長（村上 正広君）10番、古都勝人議員。

日南町第3回臨時H30年5月8日

道路改良にあわせて、全てが、土地の関係もきれいにしているという考え方で事業を進めてるというところでおります。

○議長（村上 正広君）増原町長。

○町長（増原 聡君）言い方の中でいろいろあやがあったかもしれませんが、私は地元の方は非常に協力していただいております。30年前という、40年前とか、御承知の方もあっておられますけれども、当時は登記もせずに、例えば町道を引くとかというふうなことが実際にはあっておまして、調べてみると、登記が難しいので、道を先につけてもらった後で登記をしようとか、調べてみると、個人名であったりというふうなものは、相当今でも多分、私はあるというふうに思っております。その当時には、やはりそういう権利関係よりも社会的インフラ、道をつけたい、モータリゼーションが始まる中で、家のそこまで車を引きたいというのが、やはり住民の方々の要望だったというふうに思っておりますので、それを優先した役場の業務が多分あったらというふうに思っております。

ただ、30年間、今回保安林の場合でありますけれども、地元の方々、非常に協力していただきました。ただ、30年間というのは、非常に所有者もかわっております。そうすると、相続とかいろんな名義の変更とか、そういうふうなもので非常に協力はいただきましたけれども、時間がかかったということは、私は感謝もしながら、御理解もいただきたいというふうに思うところであります。先ほどから申しますように、やはり今、先ほど建設課長が申しましたように、いろんな約束をした中で進めておるわけですので、それをしっかり守ってやっていくことが早期に道路の完成につながるというふうに思っておりますし、路肩等についても、先ほど課長が言うように、ある程度整備をしていかないといけないということになってくると、やはり隣接の所有者の方の御協力も引き続きお願いをせないけんというふうに思っておりますので、できる限りそういうふうな形で整備をしていきたいというふうに思っております。ちょっと中心地の残土からは離れた話になりましたけれども、そのような考え方で中心地から持っていくというふうに思っております。（発言する者あり）

○議長（村上 正広君）2番、山本芳昭議員。

○議員（2番 山本 芳昭君）この残土のところから少し離れてもよろしいでしょうか。（「残土処分の」と呼ぶ者あり）補正予算の関係ですけれども、今の議論は残土処分のところですが、これより少し離れて、債務負担行為のところでも質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（村上 正広君）はい。

○議員（2番 山本 芳昭君）よろしいですか。議案にございますが、債務負担行為の補正の資料にあります、タブレットが56ページでしょうか、当該年度以降の支出予定額というふうに書いてあります。期間が31年度で3億2,168万9,000円というふうにしてあります。これは、当該年度以降という書き方になっておられますが、当該年度は30年度も含まれるので、この金額はこれでよろしいのかな、書き方として、これでよろしいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村上 正広君）当該年度以降だけ、31年度でいいんじゃないか。

債務負担行為の当該年度以降の支出予定額の平成31年度の……（発言する者あり）

○議員（2番 山本 芳昭君）56ページ。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）意味合いは、御指摘のとおり、31年度分という意味で、合計6億4,000万ということでの事業費を想定した債務負担でございます。従来から、どうもこういう書き方をしているということで、それが正しい、正しくないというところにつきましては、再度確認をしたいというふうに思いますが、本年度いただいた予算、30年度現予算と今回の債務負担を合わせた6億4,000万というのが全体事業費というふうに捉えております。

○議長（村上 正広君）2番、山本芳昭議員。

○議員（2番 山本 芳昭君）多分そうであろうというふうには思います。聞きたかったといいますが、指摘をしたのは、30年度の当初の予算書の中に債務負担行為の関係でこういう記述がございます。ここの中では当該年度というのは、30年度を含んだ金額が記入してございます。ですから、この書式とこの書式は違うので、今後改めていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（村上 正広君）木下総務課長。

○総務課長（木下 順久君）こちらに、書き方につきましては再度精査しまして、もし訂

日南町第3回臨時H30年5月8日

正があるようでしたら、また確認をさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（村上 正広君）以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第7、議案第49号、平成30年度日南町一般会計補正予算（第1号）の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号

○議長（村上 正広君）タブレットの人事案件ファイルをお開きください。1ページから2ページ、日程第8、議案第50号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第50号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。日南町教育委員会委員、福田英壽氏は、平成30年5月13日に任期が満了となるため、その後任として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

概要といたしまして、先ほど申しますように、長年務めていただきました福田英壽氏が5月13日で任期満了となるため、新たに任期として、平成34年5月13日までとし、新規の者、氏名が中島義人、男性であります。生年月日が昭和27年4月25日で、66歳であります。住所が日南町生山800番地であります。主な経歴につきましては、最終的には生山郵便局長というふうなことを歴任されておるところであります。よろしく御審議をいただき、同意をお願いいたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第8、議案第50号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第9 議案第51号

○議長（村上 正広君）タブレット3ページから4ページ、日程第9、議案第51号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第51号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。日南町監査委員、石川賢氏は、平成30年5月10日に任期が満了となるため、その後任として、次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

石川賢氏におかれましては、長年監査委員として頑張っていたいただきましたけども、御本人からの申し出もあり、平成30年5月10日で任期が満了となるため、次の者を新たに

日南町第3回臨時H30年5月8日

お願いをするものでございます。なお、任期は平成30年5月10日までであります。氏名が、藤森高善、性別が男性であります。生年月日が昭和28年11月26日、64歳、住所が日南町霞1553番地の15、主な経歴といたしましては、記載のとおりであります。現在は、読売センター生山・上石見の新聞店ということの経営でございます。以上、よろしく同意を求めます。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

2番、山本芳昭議員。

○議員（2番 山本 芳昭君）先ほど町長説明の中で、年に1度ですかね、東京に研修行かれるわけですが、監査委員、欠席をされるかもしれないというようなことを言われたような気がするんです。（「違う、違う」と呼ぶ者あり）違いました。（発言する者あり）新聞配達を代理でされるということですか。申しわけございません。

○議長（村上 正広君）いいですか。（発言する者あり）

以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第9、議案第51号、監査委員の選任につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第10 選挙第1号

○議長（村上 正広君）タブレット5ページ、日程第10、選挙第1号、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

本年4月11日付をもって、日南町選挙管理委員会委員長、大塚武史氏から、選挙管理委員会委員の任期が満了するため、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が生じた旨、通知がありました。よって、地方自治法第182条の規定により、議会において、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、指名推選によって行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

指名をいたします。

選挙管理委員会委員には、山本智恵さん、大塚武史さん、前田純子さん、山脇良円さん。選挙管理委員会委員補充員には、中村秀人さん、稲田洋子さん、生田寿美子さん、前田浩史さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました山本智恵さん、大塚武史さん、前田純子さん、山脇良円さんを選挙管理委員会委員の当選人と定め、中村秀人さん、稲田洋子さん、生田寿美子さん、前田浩史さんを選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員会委員及び補充員に当選をされました。

次に、補充員の補充の順番についてお諮りいたします。補充員の順番については、議長が指名した順番にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日南町第3回臨時H30年5月8日

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、補充員の順番は、中村秀人さん、稲田洋子さん、生田寿美子さん、前田浩史さんの順と決定をいたしました。
なお、念のため申し添えます。会議規則第33条第2項の規定による当選人に対する告知は、別途文書により行いますので、御了承をお願いいたします。

日程第11 発議第1号

○議長（村上 正広君）タブレットの議案書ファイルをお開きください。60ページから61ページ、日程第11、発議第1号、行政調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

本件につき、提案の趣旨についての説明を求めます。

議会運営委員会委員長、古都勝人議員。

○議会運営委員会委員長（古都 勝人君）

発議第1号

行政調査特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年5月8日

提出者 議会運営委員会
委員長 古都 勝人

行政調査特別委員会の設置に関する決議（案）

次のとおり、行政調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 行政調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
3. 目的 当面する行政課題及び議会のあり方等に関する調査
4. 委員の定数 議員全員
5. 経費 予算の範囲内とする。
6. 調査の期間 調査終了まで
7. その他 調査日程、調査地、調査事例等の詳細については特別委員会で決定する。

以上です。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第11、発議第1号、行政調査特別委員会の設置に関する決議の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

発議第1号の決定により、行政調査特別委員会を設置することになりましたので、委員会条例第7条の規定により、委員会を開催され、委員長、副委員長互選の上、議長まで御報告をお願いいたします。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

午前10時37分休憩

午前10時50分再開

○議長（村上 正広君）休憩前に引き続き会議を継続いたします。

ただいま行政調査特別委員会で、委員長、副委員長の互選の結果の報告がありました。

事務局長より報告をいたします。

○事務局長（岩崎 昭男君）報告いたします。

日南町第3回臨時H30年5月8日

行政調査特別委員会委員長には古都勝人議員、同副委員長には恵比奈礼子議員。

以上であります。

○議長（村上 正広君）ただいま事務局長から報告のとおり、委員長、副委員長が互選されました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（村上 正広君）タブレット62ページ、日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣については、タブレット62ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定をいたしました。

追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（村上 正広君）お諮りいたします。先ほど行政調査特別委員会委員長、古都勝人議員から、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

追加議案書ファイルをお開きください。追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続調査について、行政調査特別委員会委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長（村上 正広君）お諮りいたします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了いたしました。これをもって会議を閉じ、閉会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、平成30年第3回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時53分閉会